

公的融資制度のご案内

国の政策に即した介護施設の整備事業に 長期・固定・低利で融資しています。

独立行政法人福祉医療機構は、厚生労働省所管の独立行政法人です。

当機構では、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護施設の新築、建て替えの際に、国の政策に即した事業を推進するために融資条件を優遇しています。

その中から、特別養護老人ホームの施設整備にご活用いただける優遇融資メニューをご案内いたします。

融資制度の詳細については、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

長年の融資実績や
全国データに基づく
専門的なアドバイスを
行います。



<特養の整備の例>

【定員】特養ユニット80名、ショート10名



事業費（建設費+設計監理費+備品）約13億円

老朽改築に係る優遇

※定員30人以上の特養の老朽改築の場合に適用可

事業費の**最大90%**までの融資が可能

金利は、**30年償還**の場合、**固定 1.6%**
10年見直し 1.0%

感染症対策を伴う整備に係る優遇

感染症対策を伴う施設の整備に対し、

事業費の**最大95%**までの融資が可能

金利は、**30年償還**の場合、**固定 1.6%**
10年見直し 1.0%

【感染症対策を伴う整備の例】

- ・感染症発症時のゾーニング環境等の設置
 - ・感染症発症用の個室の設置
 - ・ユニットごとの玄関室（前室）等の設置
 - ・生活区域や動線等の分離
- ・多床室の個室化
- ・陰圧設備・ダクト設備等空調設備の設置
- ・感染防具等の備蓄・確保のための備蓄室等の設置

都市部の借地で整備する場合の優遇

事業費の**最大90%**

かつ、担保評価額**90%**までの融資が可能

金利は、**30年償還**の場合、**固定 1.7%**
10年見直し 1.1%

<適用条件>

- ・対象となる建物は、次のいずれかの場合
 - ・建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延べ床面積が70%以上利用されていること
 - ・整備する建物の階数が4階以上であること
- ・対象となる地域は、次の都府県・市の場合
 - ・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福岡県
 - ・全国の政令指定都市・中核市

※ 上記内容は、令和5年12月1日時点での融資条件になります。条件は、ご計画の内容によって異なります。また、上記以外にも優遇融資制度がございますので、詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

※ 融資限度額の算定については、通常（1）及び（2）で算出した額のうち、いずれか低い額になります。

（1）（所要額-法的・制度的補助金）×融資率 （2）担保評価額×70%

※ 当機構の金利は、全期間「固定」、または、10年経過毎に金利の見直しを行う「10年見直し」のいずれかを選択していただけます。

なお、貸付利率は、金銭消費貸借契約時の利率が適用されます。当機構の直近の貸付利率は、右記のQRコードからご確認ください。

※ ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。また、借入申込受理の手続きが完了する前に、工事請負契約や土地建物の売買契約または工事着工を行った場合、原則、融資の対象外となりますのでご注意ください。



詳細・お問合せはこちら

（独）福祉医療機構 推進課

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

☎ 03-3438-9283 (営業時間9:00~17:00)

✉ wam-p@wam.go.jp

※お問合せはこちらからも承っております

